

(様式 1-3)

山元町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	31	事業名	道路事業(市街地相互の接続道路) (主)相馬亘理線(山寺)		事業番号	D-1-1
交付団体		宮城県	事業実施主体(直接/間接)		宮城県(直接)	
総交付対象事業費		9,110,000(千円)	全体事業費		9,110,000(千円)	
事業概要						
<p>山元町では、(主)相馬亘理線を高盛土構造として、大津波に対する多重防御を図り、災害に強い復興まちづくりの実現を目指すこととしている。</p> <p>山元町沿岸部においては、津波に対して海岸堤防を1次防御ライン、相馬亘理線を2次防御ラインとして嵩上げし、最大級のレベル2津波襲来時における道路背後の浸水深を2m未満に低減させ、可住地の拡大や建物被害の軽減を図るよう計画している。</p> <p>(主)相馬亘理線山寺工区については、内陸側にルート変更されるJR常磐線の新山下駅をまちづくりの核とする新市街地「新山下駅地区」への津波浸水を抑止して、災害に強い復興まちづくりを実現する。さらに、既存集落で引き続き居住区域となる「牛橋地区」や「高瀬地区」等のエリアの浸水深の低減や、津波到達時間の遅延効果による避難時間の確保により、地域の安全性向上に資する。</p> <p>これまで、第2回申請において、平成24年度分として、測量設計費、用地補償費を申請し、交付されている。また、第4回申請において、平成25年度分、平成26年度分として本工事費を申請し、交付されている。</p> <p>今回の申請は、労務費・資材費等の物価上昇や消費税率の引き上げ等により、全体事業費を変更し、平成27年度分として、本工事費を申請するもの。</p> <p>道路現況：L=7,400m, W=6.0(10.0)m 整備後：L=7,400m, W=6.0(11.5)m</p>						
当面の事業概要						
<p><平成24年度> 調査・測量・設計, 用地取得</p> <p><平成25~27年度> 工事</p>						
東日本大震災の被害との関係						
<p>今回の津波により、山元町では沿岸部から国道6号周辺までの全域で流失など壊滅的な被害を受けたため、市街地や各集落・産業地を接続する道路を整備することにより、生活環境の復興と地域活力の想像に資するものである。</p>						
関連する災害復旧事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

山元町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	32	事業名	道路事業 (市街地相互の接続道路) (主) 相馬亘理線 (坂元他)		事業番号	D-1-2
交付団体		宮城県	事業実施主体 (直接/間接)		宮城県 (直接)	
総交付対象事業費		3,400,000 (千円)	全体事業費		3,400,000 (千円)	
事業概要						
<p>山元町では、(主)相馬亘理線を高盛土構造として、大津波に対する多重防御を図り、災害に強い復興まちづくりの実現を目指すこととしている。</p> <p>山元町沿岸部においては、津波に対して海岸堤防を 1 次防御ライン、相馬亘理線を 2 次防御ラインとして嵩上げし、最大級のレベル 2 津波襲来時における道路背後の浸水深を 2 m 未満に低減させ、可住地の拡大や建物被害の軽減を図るよう計画している。</p> <p>(主)相馬亘理線坂元工区については、内陸側にルート変更される JR 常磐線の新坂元駅をまちづくりの核とする新市街地「新坂元駅地区」への津波浸水を抑止して、災害に強い復興まちづくりを実現する。さらに、既存集落で引き続き居住区域となる「坂元地区」及び「中浜地区」のエリアの浸水深の低減や、津波到達時間の遅延効果による避難時間の確保により、地域の安全性向上に資する。</p> <p>これまで、第 2 回申請において、平成 24 年度分として、測量設計費を申請し、交付されている。また、第 4 回申請において、平成 25 年度分として、用地補償費及び本工事費、平成 26 年度分として本工事費を申請し、交付されている。</p> <p>今回の申請は、労務費・資材費等の物価上昇や消費税率の引き上げ等により、全体事業費を変更し、平成 27 年度分として、本工事費を申請するもの。</p> <p>道路現況 : L=3,800m, W=6.0(10.0)m 整備後 : L=3,800m, W=6.0(11.5)m</p>						
当面の事業概要						
<p><平成 24 年度> 調査・測量・設計</p> <p><平成 25~27 年度> 用地取得, 工事</p>						
東日本大震災の被害との関係						
<p>今回の津波により、山元町では沿岸部から国道 6 号周辺までの全域で流失など壊滅的な被害を受けたため、市街地や各集落・産業地を接続する道路を整備することにより、生活環境の復興と地域活力の想像に資するものである。</p>						
関連する災害復旧事業の概要						
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1-3)

山元町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	51	事業名	山下駅前線 道路事業 (市街地相互の接続道路)	事業番号	D-1-4
交付団体		県	事業実施主体 (直接/間接)	県	
総交付対象事業費		2,000,000 (千円)	全体事業費		2,000,000 (千円)
事業概要					
<p>今回の津波被害により、山元町のJR常磐線沿線地区は壊滅的被害を受け、住民意向調査等に基づき、県道相馬亘理線より東部の地区については、防災集団移転事業を活用して再建を図ることとなった。</p> <p>山下駅前線は、「可住地区となった現JR常磐線山下駅周辺市街地とJR常磐線を西部に移設して整備される新山下駅周辺新市街地」の市街地相互の接続道路として整備を実施するものである。</p> <p>新たに整備される新山下駅周辺新市街地は、防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業等及び災害公営住宅整備事業により実施されるものであり、この計画を実現するためには、市街地相互を接続し主要幹線となる本路線の整備が不可欠である。</p> <p>また、山元町は沿岸から高台までの距離が長い地理的環境にあり、本路線は緊急時に現山下駅周辺の可住区域の人々に対する避難路としての役割も担うものである。</p> <p>このため、本路線については、新市街地整備と一体的な整備により、早期の供用開始が必要である。</p> <p>道路現況 : L=2,200m, W=6.0(8.0)m 整備後 : L=2,200m, W=8.0(11.5)m</p> <p>震災復興計画 : p8, p12~p14, p33~P34</p> <ul style="list-style-type: none">・避難路となる道路の整備を図るとともに、職住分離を促します。・災害時の避難路の確保 災害時の避難路となる道路については、狭い場所の拡幅や交差点の改良を進めるとともに東西の新たな道路整備を進め、迅速な避難ができるようにします。・幹線道路等整備事業 震災時に必要な避難路としての機能や、都市基盤整備の観点から、町域の東西を結ぶ幹線道路を整備します。また、津波からの避難を迅速に行えるよう、高所津波難所や避難所への誘導案内板を設置し、安全な避難場所と避難経路を確保します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<p><平成24年度> 測量・調査・設計</p> <p><平成25年度> 用地測量・物件調査</p> <p><平成26年度> 用地買収、工事着手</p> <p><平成27年度> 工事完了</p> <p>※総交付対象事業費 2,000,000千円のうち、鉄道立体交差に伴う負担金 706,000千円を含む</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>山元町のJR常磐線沿線地区は、今次津波により壊滅的被害を受け、約600名の人命を失った地区である。特に山下駅周辺は通勤・通学の利便性から、比較的広範囲に住宅地区が形成されてきた。</p> <p>しかし今次津波により被災を受けた本地区は再度の津波から住民を守るため、県道相馬亘理線より東部の地区を非可住地区とし、同地区に居住していた人々に対しては、西部の安全な地域に防災集団移転を実施する計画としている。その移転に伴いJR常磐線についても移転地区に新駅を作るよう、常磐線そのものも移設する計画となっている。なお、現山下駅周辺地区は、第二種及び第三種災害危険区域となり、条件付き</p>					

で可住地区となったため、「被災を受け現地再建している同市街地と、新山下駅周辺新市街地」の市街地相互の接続道路として、山下駅前線の整備を実施するものである。

また、再度同様の災害が発生する恐れのある場合には、同可住地区の人々を西部の丘陵地へ避難させる役割も担う道路として位置づけるものである。

その際、移設するJR常磐線との交差については、新線路との交差に踏切を設置しないこととしており、立体交差として計画するものであり、平成26年4月にJR東日本と施行協定を締結したところである。

今回の第10回申請において、平成27年度の工事費を申請し、事業の完了を図るものです。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性